

vol.
293

令和6年



公益社団法人
東村山法人会
会報誌

向日葵

HIMAWARI



【東京都】北山公園 東村山菖蒲園の菖蒲まつり

CONTENTS

ちょっと知りたい税理士column

税務署だより

社労士コラム

わかりやすい事業承継／立川都税事務所から
のお知らせ

法人会自主点検チェックシートを活用していますか？

地域の名所／地域のイベント情報

管内わんぱく相撲協賛／

実施報告 青年部会第2回経営講演会

ご案内 会社紹介

実施報告 ビジネスマナー研修／源泉所得税

- ▶ P2-3 実務研修会／定額減税説明会／青年部第1回
- ▶ P4-5 経営講演会 ▶ P12
- ▶ P6 **ご案内** 法人会セミナー／オンライン簿記3級
- ▶ P7 講座／インターネットセミナー ▶ P13
- ▶ P8 法人会入会案内／消費税の納付期限を忘れずに ▶ P14
- ▶ P9 人人 ▶ P15
- ▶ P10 全法連・東法連表彰者 ▶ P16
- ▶ P11 **実施報告** 支部合同・部会報告会等 ▶ P17
- 実施報告** 厚生親睦ゴルフ大会／法人会福利
- ▶ P18 厚生制度受託会社コーナー ▶ P18
- ▶ P19 法人会行事案内 ▶ P19
- ▶ P20 レシピ ▶ P20



公益社団法人 東村山法人会

<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>



事業承継を考え始めている 「黄金株」の活用

0 はじめに

「黄金株」という言葉を聞いたことはありませんでしょうか。

会社法上の「拒否権付種類株式」のことを俗に「黄金株」と呼んでいます。黄金株を保有していれば、株式の発行や役員の選任などの重要な事項の決議について、黄金株の株主が反対することでストップをかけることができます。

1 「黄金株」の活用方法は？

黄金株(拒否権付種類株式)は、事業承継の場面で良く使われます。普段は後継者に自主的な経営を任せつつも、後継者が誤った経営判断を下しそうになったときは拒否権を発動することで、経営のコントロールを行うことができるからです。

事業承継対策を進めていく中で、オーナーの株式を後継者に譲渡や贈与により移転し、結果的にオーナーの有する議決権が過半数を下回することは良くあります。そのような時には、黄金株を導入して、オーナーが黄金株を保有することを検討します。

▶ 上記のように、議決権の過半数を有しなくなってしまったオーナーがたった1株でも黄金株を持っていると、どうなるのでしょうか？

取締役の選任や会社の合併などの重要な事柄を決める際に、過半数の議決権を持っていないでも「NO!」と言うことができるようになります。

通常は、会社に関する重要な決め事については、株主総会で決議します。しかし、「拒否権付種類株式(黄金株)」を設定した場合には、普通株式を持つ株主たちが集まる通常の株主総会に加えて、「拒否権付種類株式」を持つ種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。

つまり、黄金株を持つ株主に「OK」をもらわないと、重要な事柄について、種類株主総会で承認決議を得ることができなくなってしまうのです。

それを踏まえると、実際の運用としては、決議の前に、黄金株を持つ株主にお伺いを立てて、内諾を得ておくという流れになるでしょう。そうしないと何度も拒否されて、役員の選任など重要な事柄が決まらなくなってしまいます。故に、黄金株を設定することにより、議決権の過半数を有していなくとも、会社経営に大きな影響を与えることが可能となります。

2 こんな失敗事例もある…

次の事例を見てみましょう。

非上場会社のオーナー社長である甲氏は、黄金株が1株あればなんでもできると考えて、自らが保有する株式のうち1株を黄金株にして、残りすべての株式(99株)を後継者である息子に贈与しました。

その後、甲氏は株式の移転が済んで安心していたところ、ふと新規事業を思い立ち、その事業の資金調達のため増資を行うことを考えました。しかし、後継者である息子からは、新規事業について反対されてしまいました。結果として、増資について、普通株主による通常の株主総会の承認決議を得ることができず、断念することになってしまいました…

▶ なぜ失敗してしまったのでしょうか？

黄金株はあくまでも「拒否権付」の株式であり、決議事項についてストップをかけることができる株式に過ぎません。つまり、自らが推進したい事項について、主体的に決定できる株式ではないのです。

一般的には、通常の株主総会で承認決議を得た上で、種類株主総会の決議となります。通常

社長の皆さま 方法について解説します!

税理士
町田 恵一

の株主総会で承認決議を得た事項について、黄金株の株主は、種類株主総会で拒否することができるのであって、黄金株を持っていればなんでも独断で決めることができるというわけではないのです。

▶この事例の場合は、どうしたらよかったのでしょうか?

オーナー社長である甲氏が株式の贈与後も、自ら積極的に経営に参加していきたいのであれば、後継者には「議決権のない株式」を渡すなど、オーナー社長が議決権を確保するための方法をとるべきであったと言えます。

また、属人的種類株式(会社法109②③)を利用して、保有する株式数に関係なく、議決権をオーナー社長に集中させることで、議決権を確保するという方法も考えられます。

3 「黄金株」は強力であるが故に…

黄金株は大きな影響力がある株式であるため、会社の意思決定が滞らないようにするための対策や、会社経営に関係のない人物に渡さないための工夫が必要です。

その対策の一つとしては、会社側が一定の場合に黄金株を強制的に取得できる条項を付けることです。

例えば、黄金株を持つ人物が認知症になってしまったらどうでしょうか。その株主は、議決権を行使することができませんので、種類株主総会での決議を得ることができなくなり、会社の意思決定に支障をきたします。

そのような場合を想定して、「認知症になった場合には会社が黄金株を取得する」といった条項を付けておけば、会社経営が滞らないようにすることができます。

もう一つの対策としては、生前に遺言公正証書を作成して、黄金株を渡す相手をあらかじめ決めておくことです。万が一、オーナーにご相

続があった際に、黄金株が会社経営に関係のない人物に渡らないようにすることができます。

一方で、『事業承継税制』の利用を考えている場合には、注意が必要です。事業承継を実施するタイミングで、後継者以外の人物が黄金株を保有していると『事業承継税制』を利用できなくなってしまうからです。すでに黄金株を発行している場合には、制度の利用前に後継者に引き継いでおくなどの対策が必要となります。

4 まとめ

黄金株をはじめとした種類株式の導入は、強力でありメリットも多々ありますが、その設定により、会社の意思決定がどのように変化し、オーナー社長と後継者がそれぞれ設定後にできること・できないことを理解しておくことが大切です。

その上で、種類株式を活用した事業承継を進めていくことが、その後の円滑な会社経営と事業拡大につながると考えます。

Profile

町田 恵一



◎多摩地域の相続・事業承継に特化した税理士。

◎東村山市生まれ、小平市在住。

中央大学卒。2児の父。剣道二段。

地主様・会社オーナー様を中心に、相続対策・事業承継対策のサポートを行っている。

大手税理士法人の資産税部門で従事した後、財産コンサルティング

会社で更に経験を積む。その後、自分が生まれ育った東村山市を中心とする多摩地域で、資産税分野に特化した税理士として独立開業。

「遠慮なくなんでも相談できる。」「地域密着で何かあったらすぐに対応してくれるから安心。」との声も多く、一人一人のお客様と真剣に向き合っていく姿勢が評判。

《事務所》町田総合税理士事務所

《所在地》〒189-0003 東村山市久米川町4-10-1

《TEL》042-404-2973

《HP》<https://machida-gtax.com/>

税 務 署 だ よ り

法人税の電子申告は 4 社に 3 社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

法人が主要な別表や財務諸表など、申告に添付すべきものとされている書類をe-Taxで送信した割合は **74.1%**（令和4年度）です。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 XBRL形式・CSV形式
◇勘定科目内訳明細書 XML形式・CSV形式

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「[国税庁動画チャンネル](#)」に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

YouTube
「[国税庁動画チャンネル](#)」



Check



財務諸表データの作成方法

「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応

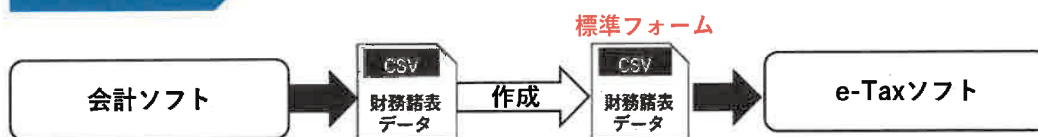
パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

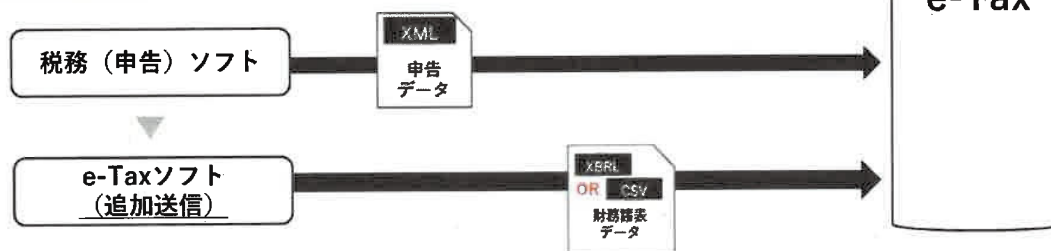


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。

財務諸表データの送信



カスタマーハラスメント＝カスハラ防止の動きが本格化！

東京都は、全国初の「カスハラ防止条例」の提出を目指し、それに先立って、カスハラを定義づけるとともに、**具体的な行為を例示する**案が、4月22日、専門家などが参加する東京都の部会で了承されました。

そして、客のほかに役所の窓口を利用する人なども**カスハラを行う対象**とし、官民を問わず対策を求める方針で、今後、条例案を取りまとめることにしています。また、カスハラが起こりうる場面として国会議員や地方議員が立場を利用して行政の職員に過度な要求を行うケースも想定していて、官民を問わず、**対応マニュアルを作成**するなどの対策を求めるとしています。条例では、**「就業者に対する暴行、脅迫などの違法な行為、または暴言や正当な理由がない過度な要求など不当な行為で就業環境を害するもの」**と定義づけを提案。具体的対策として、次のようなことが挙げられています。

- ◆子供の誕生日ケーキに書かれた名前が間違っていたときなどの分かり易い例示を利用する。



- ◆小池知事は「議論を踏まえてさまざまな現場のカスタマーハラスメントに効力を発揮する独自の条例の検討をスピード感を持って進める」と述べました。

- ◆そのためには、次の6つのポイントからなる個別の対応マニュアルの作成も重要です。

- ① 自社における迷惑行為、不当要求の事例
- ② 個々の事例ごとの望ましい対応の例
- ③ 個々の事例ごとの望ましくない対応例
- ④ カスタマーハラスメントについての記録方法（メモ、録音、共有ホルダーなど）
- ⑤ 困ったときの社内外の相談先、共有方法
- ⑥ 弁護士や警察、行政機関、警備会社等との連携の体制

お客様は神様という時代もありましたが、カスハラにより就業環境が劣悪で心身ともに過度に疲弊する実態は労使がきっちりとスクラムを組んで改善してゆくことが労使ともに求められる義務であり、責任ということになるのではないのでしょうか。

（引用 厚労省カスハラ対応マニュアル、NHK首都圏ナビ）

筆者 profile



いしづ たかよし
石津 雄美

2024年6月1日現在

◆石津社労士事務所 所長 (特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
◆オールフォーオール 代表 (経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所市民相談担当、ワンストップソリューションサービスチーム主宰) 一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

略歴
◆昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
◆保有資格 年金アドバイザー3級（銀行業務検定）、社会保険労務士（平成10年11月）
◆平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格－特定社労士資格取得
◆平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得（全国社会保険労務士連合会）

事務所
◆所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
◆TEL 090-1738-7991
◆e-FAX 050-3133-0539
◆e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
◆HP <https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu>



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の上甲寛と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

「わかりやすい事業承継」も今回で20回の節目を迎えました。いつもご愛読いただきありがとうございます。これからも出来るだけわかりやすく事業承継についてお伝えしていきたいと思ひます。

さて、今回は、事業承継税制の「特例」（非上場株式に係る贈与・相続税の納税が全議決権株式の全株猶予される）を受けるために、都道府県に提出が必要な「特例承継計画」の提出期限が延長になったトピックスをお届けします（下記図・出典 ZEIKEEN PRESS一部加工）。

項目	特例事業承継税制（特例措置）	事業承継税制（一般措置）
計画策定	特例承継計画の提出が必須	不要
適用期限	提出期限：令和8年3月31日まで2年延長 （令和9年12月31日までの贈与・相続が対象 （今後も延長を行わないことが明記された））	なし
対象株式	全株式	株式総数の最大3分の2まで
納税猶予割合	贈与：100% 相続：100%	贈与：100% 相続：80%
承継人数	最大3人	1人
雇用確保要件	平均8割の雇用維持要件を満たさない場合も可 （一定書類の提出を要件に柔軟に対応する）	承継後5年間は平均8割の雇用維持が必要

当初の特例承継計画の提出期限は令和6年3月31日までとなっていました。2年間延長され、令和8年3月31日までとなりました。

但し、特例を適用した贈与・相続税の納税猶予制度については、当初からの予定通り令和9年12月31日から変更はなく、かつ、今後も延長を行わないことが明記されました。

日本商工会議所が3月に公表した「事業承継に関する実態アンケート調査結果」によると、事業承継税制について、**約半数が「税制は知っているが、検討していない」「税制を知らない」と**の回答結果が出ていました。この結果を見る限り、特例承継計画提出の期限が2年間延長したことは喜ばしいことではありますが、同時に、私も含めた支援機関や顧問税理士が一層の制度周知や理解促進、活用に向けたアプローチが必要だと痛感いたしました。

ここで重要なのは、特例承継計画の提出期限は2年間延長したものの、「**特例の適用期間まで延長された訳ではない**」ということです。どうということかという、仮に令和8年3月までに特例承継計画を提出した場合でも、他の要件を満たしていない場合、納税猶予の適用が受けられない可能性が生じます。具体的には、後継者の要件です（下記図表参照）。③には「後継者が贈与の日まで、引き続き3年以上にわたり、会社の役員であること」とあります。当該会社の後継者が既に役員登記し

後継者（経営承継受継者）

- ①後継者が贈与の日において18歳以上であること
- ②後継者が贈与の日において、会社の代表権を有していること
- ③贈与の時以後において、後継者及び後継者の特別関係者と合わせて非上場株式等の議決権数の合計が、会社の総株主等議決権数の100分の50を超えており、かつ、後継者が同族関係者間のうち筆頭株主であること
- ④後継者が贈与の日まで**引き続き3年以上にわたり、会社の役員等**（取締役、監査役、会計参与等、以下同じ）であること

ていたら特に問題はありませんが、仮に登記していない場合、少なくとも今年中（出来れば11月くらいまで）に役員登記しないと、令和9年までこの3年要件を満たすことはできません。また、都道府県の判断基準は「履歴事項全部証明書（会社謄本）」に記載された「役員になった日」ですので、株主総会や取締役会等の決議で決まったからとその旨を登記せず、そのままにしていたら認められませんので十分ご注意ください。

Profile

執筆

中小企業診断士

じょうこう

上 甲 寛

立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体で、チーフマネージャーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管理業務に携わる。近年は、事業承継全般（経営承継円滑化法を活用した親族内・親族外承継、M&Aを活用した第三者承継）業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートしている。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。

Office

4月1日から新オフィスに移転しました（住所以外の変更はありません）

株式会社 国土工営（認定経営革新等支援機関）

〒162-0824 東京都新宿区塩場町2番26号 SKビル4階

☎ 03-5227-3601

☎ 03-5227-3604

✉ joko@kokudokoue.co.jp

http://www.kokudokoue.co.jp/



立川都税事務所からのお知らせ

東京都主税局についてのお知らせ

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kL以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、東京都が導入推奨機器として指定したもの* （指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年度の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。



お問合せ先

●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

- ・所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当
- ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
- ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969

●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること

- 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
- ・地球温暖化対策報告書制度 0570-03-3517
- ・導入推奨機器 03-5990-5087

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
（法人会 自主点検チェックシート）と記入することができます。

[illegible]

1. 「法人事業概況説明書」〈表面〉8. (5)「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した経理についての社内監査実施の有無を記入することができます。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内 監査	実施の有無	☒ 有	☐ 無
	()		

法人会 自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

状況	発行元	発行日	支払期	①申告書の作成 ☐ ②調査立会 ☐ ③税務相談 ④決算書の作成 ☐ ⑤伝票の整理 ☐ ⑥補助金の記録 ⑦総勘定元帳の記録 ☐ ⑧源泉徴収関係事務	
	給料	締め切日	支給日		
15	帳簿書類の名称			④関与状況 ⑦(役職名) ⑧(役職名)	
帳簿					
簿類					
の					
備付				⑧(役職名) ⑨(役職名)	
状況					
状況				⑩営業時間 ⑪開店 ⑫時 ⑬閉店 ⑭時 ⑮定休日 ⑯毎週(毎月) ⑰曜日()日	
月別	売上(収入)金額		仕入金額		⑱外注費 ⑲人件費 ⑳源泉徴収 ㉑従事

(記入例)

17 加入組合等の状況	〇〇法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「**経営者のミカタ 法人会自主点検チェックシート**」を配信していますので、是非ご活用ください。

地域の名所

小平市 あじさい公園

小平グリーンロード沿いに昭和48年あじさいの名所をめざして造られたのがこの「あじさい公園」です。あじさいは日向むきの花ですが、まわりの樹木が大きくなってしまったため、陽をさえぎってしまい全滅の危機に陥ってしまったときがありました。このため平成8年12月から平成9年3月にかけて樹木の萌芽更新を行い、生まれ変わった「あじさい公園」です。園内の池には「おたまじゃくし」が見えるときもあり、あじさいが見ごろを迎える6月の最盛期には、あじさい祭りが開催され多くの人が写真撮影に訪れます。

約1,500株のあじさいが美しく咲き誇り園内ではライトアップも行われます。毎年期間中に、あじさいの剪定や挿木講習会なども開催されます。

所在地

小平市美園町1-25-23



地域のイベント情報

西東京市

清瀬市

下保谷四丁目特別緑地保全地区で 深緑のイベントを開催します

★日時：6月23日(日)午前10時～午後5時(受付:4時まで)

※雨天中止の場合あり ※当日、直接会場へ

★場所：下保谷四丁目特別緑地保全地区(右下地図参照)

★内容：❖体験コーナー

①野草園見学ガイドツアー

●1回目：午前10時30分～11時

●2回目：午前11時30分～正午

★定員：各回20人
(各回15分前から整理券配布)

②もりの工作室

③スマホで野草撮影講座(事前申込制)

●1回目：午後0時30分～1時30分

●2回目：午後2時00分～3時00分

●3回目：午後3時30分～4時30分

★定員：各回5人(※申込みはQRから)

■共催：高橋家屋敷林保存会

※詳細は下記へ

■問合せ先：ランドブレイン(株) ☎03-3263-9388

✉ yashikirin@landbrains.co.jp

◆みどり公園課 ☎042-438-4045



清瀬市郷土博物館特別展 「清瀬駅100年の物語」

清瀬駅開業100周年記念事業の一環として、郷土博物館で特別展を開催します。

清瀬駅や西武鉄道に関する様々な資料や写真の展示を通じ、本市とともに歩んできた清瀬駅の歴史を紹介します。

★日時：6月9日～9月1日午前9時～午後5時

(最終入場午後4時30分)

※月曜日休館(祝日の場合は開館し、翌火曜日休館)

★場所：清瀬市郷土博物館

★問合せ：清瀬市郷土博物館 ☎042-493-8585





令和6年4月29日(月)から5月26日(日)まで管内4市の青年会議所が主催するわんぱく相撲を法人会の地域スポーツ支援事業として行いました。

参加した子供さんに法人会キャラクター「けんた」くんの消しゴムや、税に関する小冊子をプレゼントしました。
(組織・厚生委員会)

場所	実施日	開催場所
東村山場所	5月12日(日)	東村山市民スポーツセンター
西東京場所	5月19日(日)	田無神社
東久留米場所	4月29日(昭和の日)	東久留米市立第五小学校
清瀬場所	5月26日(日)	清瀬市神山公園



東村山場所



西東京場所



東久留米場所



清瀬場所

ご案内

青年部会

第2回 経営講演会

参加無料

日時 2024年7月28日(日)
18時30分開始 20時終了予定

会場 清瀬市生涯学習センター7F アミューホール

講師 GG佐藤(佐藤隆彦)さん

講演テーマ GG佐藤という生き方

参加対象者 どなたでもご参加いただけます。

定員 150名

参加費 無料

問合せ 東村山法人会事務局
☎042-394-7654

お申込は
QRコード
よりお進み
ください。



GG佐藤(佐藤隆彦)さん

会社 紹介

東光建設株式会社

所在地 東京都東村山市秋津町4-16-4

代表取締役 小山 武士

所 属 東村山第4支部

☎ 042-391-1947



代表取締役 小山 武士

弊社は1964年6月22日にここ東村山市に創立され、本年で60年の節目を迎えます。

創立当時は「東光商事」という社名で、東村山市・清瀬市のし尿の汲み取りを主な事業としておりましたが、都市化が進み上下水道の敷設需要が高まると水道工事業に参入し、その社名を「東光建設」に変更しました。さらに時代は進み、現在では廃棄物処理業（東村山市・清瀬市の家庭系一般廃棄物収集運搬、し尿・浄化槽汚泥運搬など）を主な事業としており、最近では秋水園（東村山市ごみ処理施設）内の一部オペレーションも受託させて頂き、総勢40名を超える人員で日々の業務に安全第一で元気に取り組んでおります。

時代と社会の変化に応じて、柱となる事業を変化させてきた

弊社ですが、そこに一貫しているのは「まちのキレイで快適な暮らしを守る」という理念です。

我々の仕事は、最近でこそSDGsに代表されるように『環境』や『資源循環』というポジティブなワードで語られるようになり、またコロナ禍では『エッセンシャルワーカー』と呼ばれその存在に光を当ててもらいました。しかし、創業当時はあからさまな職業差別があった時代で、先人たちの苦労は大変なものだったと聞いております。

この60年の節目に、改めて先人たちの苦労と努力に感謝と敬意を払うと共に、今日まで60年間大切にしてきたアイデンティティを守り育みながら、しっかりと未来に視線を向けて、手探りでも様々なことに挑戦し、地域・まちに貢献して参ります。

キーワードは『アップサイクル』と『Think Globally, Act Locally』。

「廃棄物に新たな命を…」吹き込み、「大きく発想してコツコツと行動する」、そんなこれからの『東京・東村山の光』にご期待ください。



会社と秋水園



地域の安全とふれあい



パッカー車



パッカー車

報告

青年部会第1回経営講演会

令和6年4月22日(月)東村山法人会館において青年部会第1回経営講演会を開催しました。青年部会第12回報告会に続き多くの青年部会員が聴講しました。講師にはタレント兼事業家のこにわ氏をお招きし、「こにわと一緒に経営者の悩みを解決します!」と題して講演と、青年部会員からの悩み相談とその回答などコンサルタントとして活躍するこにわ氏ならではの視点で多くのアドバイスを頂きました。途中モノマネを挟む場面もあり会場を笑いで包んでくださいました。

この経験をこれからの青年部会の活動と青年部会員の事業の発展に役立てていきたいと思います。

記 副部会長 赤星良平



⑤こにわ氏 ⑥土田部会長



こにわ氏と青年部会員

報告

定額減税説明会

5月8日(水)、法人会館において定額減税説明会を開催しました。講師に東村山税務署の担当官をお迎えし、「令和6年分所得税の定額減税のしかた」冊子を使用して、インボイス制度の概要と、対象者(給与所得者、個人事業主等、年金受給者)別の手続き要領、給付措置等を説明いただきました。なお、「令和6年分所得税の定額減税のしかた」をご覧くださいになりたい方はQRコードよりアクセスしてください。



研修状況

報告

ビジネスマナー研修

5月16日(木)今年で第12回目となる「ビジネスマナー研修」を東村山法人会館において開催しました。講師にミサワTG&Sオフィス(株)代表取締役三澤雅史氏をお招きし、ビジネスマンの必須要件である社会人としてのマナーや基本的な仕事の進め方や名刺交換や電話対応の説明等、実務的な研修を行って頂きました。新入社員の方だけでなく、中堅社員の方々からもご参加いただきました。



講師 三澤雅史氏



研修状況

参加者の感想

- ★良い仕事をするための考え方が有意義だった。実践していきたい。
- ★ビジネスマナーについては日々の確認として改めて学べた。後半の仕事の進め方は、組織の中で働く上で、自分や他の社員にとって必要なことだと理解いたしました。日々の仕事に役立てたい。

報告

源泉所得税実務研修会

5月17日(金)源泉所得税実務研修会を東村山法人会館において開催しました。講師を東村山税務署法人課税2部門二本柳源泉審理担当官にお願いし、源泉所得税の基礎から応用までを、問題演習と解説講義形式で行いました。来年度も開催いたしますので、会社の源泉事務に携わる方の参加をお待ちしています。



二本柳源泉審理担当官



研修状況

セミナー名	月 日 (曜日)	時 間
新設法人説明会	令和6年 7月 3日(水)	13時～15時45分
決算法人説明会	7月 4日(木)	13時～15時30分
決算法人説明会	8月 1日(木)	13時～15時30分
税務教室「寄附金と交際費の取扱い」	8月 8日(木)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。
※税務教室はタイトルが変更になる場合がございます。
※会場にエレベーターはございません。

申込はお電話で承ります

☎042-394-7654

ご案内

オンライン

簿記の仕組みや日々の会計処理 などの基礎をマスター！

日商簿記3級講座

〈視聴期間〉9月19日(木)～11月13日(水)

視聴期間たっぷりの8週間！

〈対 象 者〉■内定者、新入社員、営業職、経理担当者、経営者

■日商簿記3級(11/17試験)受験者、その他簿記を学びたい方

〈受講内容〉①簿記の基礎：簿記の基礎、日常の手続き(仕訳・勘定記入)、
簿記一巡の手続き

②期中の取引：商品売買、現金・預金、手形、電子記録債権・債務、その他
の期中取引

③試算表の作成：試算表の作成手順、試算表の種類(合計試算表・残高試算表)

④決算の手続き：決算の手続き、決算整理、決算振替、精算表の作成、損益計算書・
貸借対照表の作成

⑤株式会社会計：株式の発行、剰余金の配当、法人税

⑥証ひょう・伝票：証ひょうからの読み取り、伝票式会計

〈受講料等〉会員：4,400円／非会員：5,500円 (税込・教材費等)

〈講 師〉足立 篤保(税理士)

〈申込締切〉令和6年9月3日(火)17時まで

■詳しくは、同封のチラシをご覧ください。



お申込は
QRコード
よりお進み
ください。



ご案内

東村山法人会より 無料インターネットセミナー

参加
無料

ホームページからご覧いただけます。今すぐ **東村山法人会** で **検索**

ID・パスワードを入力することにより、
全コンテンツ約700本のセミナー
がご覧いただけます。



ID・パスワードは事務局にお尋ね下さい。

☎042-394-7654

公開中コンテンツ一例

	セミナー名	講 師	分数
育人 成材	自ら考え、動き出す 今どきの若手の育て方	石田 祐一郎	65分
	経験者が語る本当の事業承継	関根 壮至	55分
経一 営般	経理担当者向け 経理入門 公開期限：2024年8月末	小池 俊	85分
経理 素養家	センパイブラザーズのブランド戦略 公開期間：2024年6月上旬～8月末	笠原 健徳	86分

どうすれば

経営に役立つ情報が手に入るか。
人脈をより広げられるか。

その答えは、法人会にあります。

あなたが興味のある項目をチェックしてください。

- ☐ 改正税法など最新の税の知識を身につけたい!
- ☐ 事業承継など経営に役立つ情報を知りたい!
- ☐ 新たなビジネスチャンスが欲しい!
- ☐ さまざまな業種の良き仲間が欲しい!
- ☐ 著名な講師の講演を聴きたい!
- ☐ 地域社会に貢献したい!
- ☐ 福利厚生制度を充実させたい!



ひとつでも当てはまる経営者のみなさんには、

法人会へのご入会をお勧めします。

消費税の 期限内納付を 忘れずに。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になった方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例があります。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。
利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は振替納税も
利用できます。

確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自動的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



さらに詳しくはWEBへ

納税に関する総合案内

検索





東久留米第3支部 広報委員
株式会社国栄
代表取締役

森 俊 明 さん

株式会社国栄 代表取締役の森俊明と申します。

弊社は昨年8月に、愛知県西尾市にある印刷会社 株式会社エムアイシーグループと経営統合し、私が親会社であるエムアイシーグループより社長職を命ぜられ、昨年9月より着任しております。しかしながら、親会社にも席があるため、現在は東京と愛知を行ったり来たりする二重生活を送っております。

私自身は、忠臣蔵で有名な、本当はとても親しまれたお殿様「吉良上野介」の町、愛知県西尾市吉良町の生まれで、親会社には専務取締役として、35年以上勤務在籍し、広告宣伝のプロとして歩んでまいりました。



趣味は音楽活動で、高校時代から大学時代、現在に至るまで、バンド活動を行っており、絶頂期にはプロを目指すほど、熱心にやっております。現在は、同町の高浜市長率いる「ブルブルズ」というロックバンドに所属し、市のイベント等の機会にステージでピアノを弾いております。

弊社国栄は1962年に創業し、今年62年を迎えた地域に根差した歴史のある印刷会社です。名刺から折込チラシ、カタログ、ポスター、パンフレットと幅広い印刷はもちろん、経営統合後は、インターネットをはじめとするホームページ制作やデジタルサイネージ、SNS広告等、最先端の宣伝広告手法を駆使して、皆様の商売繁盛のお手伝いをさせていただいている会社です。

「製品、サービスを通してより生きがいのある価値観を追求しつつ、新しい創造を提案し社会に貢献できる仕事としてその使



命を果たす」を経営理念に掲げ、地域社会にお役に立てる会社として邁進したいと願っております。

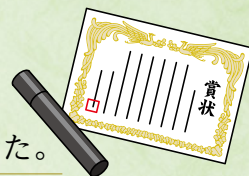
まだ東久留米に来て1年弱ですが、地域の方々のお人柄や人情に感動する場面ばかりです。

今後とも国栄同様どうぞ、よろしく願い申し上げます。



全法連・東法連表彰者

令和5年度の全法連・東法連感謝状が東村山法人会役員等の方々に贈呈されました。



(敬称略、支部順)

全法連功労者表彰受彰者

〔小平〕宇根 育伸 (副ブロック長)

〔清瀬〕内野 守 (支部長)

東法連功労者表彰受彰者

〔東村山〕紺野 琢生 (事業研修委員長)

〔東村山〕中野 陽介 (事業研修委員)

〔小平〕吉村 光生 (支部顧問)

〔西東京〕関口 豊一 (支部会計)

〔東久留米〕田中 信行 (支部会計)

〔清瀬〕恩田 啓子 (女性部会副部長)

東法連会員増強功労者表彰受彰者

(東法連表彰順)

〔西東京〕鎌田 忠詞

〔東村山〕柳澤 一夫

〔小平〕林 研志

従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・
お問い合わせは



公益
財団法人

東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>



支部合同・部会報告会等実施報告

4月22日(月)から5月28日(火)の間、各支部合同・各部会の第12回報告会と交流会を開催しました。報告会には東村山税務署統括官と担当官のご臨席をいただき、それぞれ令和5年度の事業報告と決算報告、令和6年度の事業計画と収支予算の報告を行いました。以下、各会場の様子を写真でご紹介します。

東村山 (5月10日📍 東村山法人会館)



白石ブロック長挨拶



報告状況

小 平 (5月22日📍 橙や小平本店)



小川ブロック長挨拶



報告状況

西東京 (5月23日📍 谷戸イチョウ・ホール)



鎌田ブロック長挨拶



報告状況

東久留米 (5月27日📍 東久留米市商工会)



高橋ブロック長挨拶



報告状況

清 瀬 (5月28日📍 けやきホール)



細山副会長挨拶



報告状況

青年部会 (4月22日📍 東村山法人会館)

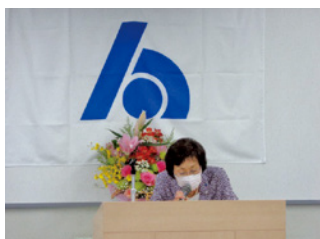


土田部会長挨拶



報告状況

女性部会 (4月24日📍 東村山法人会館)



白石部会長挨拶



報告状況



第30回

厚生親睦チャリティゴルフ大会実施



5月30日(木)高坂カントリークラブにおいて第30回厚生親睦チャリティゴルフ大会が開催されました。当日は晴天に恵まれる中、男性52名、女性11名の皆さんが岩殿INコースとOUTコースで白熱したプレーを展開しました。表彰式では受託3社(大同生命保険、AIG損害保険、アフラック)の他、高坂CCからも豪華賞品をいただきました。男性の部では清瀬支部の円城寺修さんが、女性の部では清瀬支部の勝野ユキさんが見事優勝されました。また、参加者全員からチャリティに協力をいただきました、ありがとうございます。チャリティ基金の活用等については、組織・厚生委員会で検討の上、改めてご紹介します。(組織・厚生委員会)



上位入賞者は以下の通りです

(敬称略)



優勝

円城 寺修 (清瀬)
(G45、HC10.8、N34.2)

準優勝

森津 幸介 (東村山)
(G47、HC10.8、N36.2)

3位

斉藤みのる (東村山)
(G52、HC15.6、N36.4)



優勝

勝野 ユキ (清瀬)
(G49、HC12.2、N37.0)

準優勝

杉山見紗江 (清瀬)
(G52、HC14.4、N37.6)

3位

相橋 淳子 (清瀬)
(G46、HC7.2、N38.8)

※今回は、前半9ホール、ストロークプレイ(ハーフコンペ方式)での成績判定となっております。



中村組織・厚生委員長

男子の部優勝者
円城寺修さん



女子の部優勝者
勝野ユキさん

法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険^(※1)にご契約の方は、
保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ変更ができます！

例えば、40歳の時に
ご契約したスーパーがん保険^(※2)を
この機会に集団扱にすると^(※3)...



保障はそのまま！

お手続きは簡単です！



(※1)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

(※2)＜すでにご契約のがん保険の例＞スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約

(※3)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、下記までお問い合わせください！

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
7/ 3(水)	13:00	新設法人説明会	法 人 会 館	7/18(木)	13:00	おなやみ相談会	法 人 会 館
"	16:00	第2回広報委員会	"	"	14:30	パート従業員のための 労務管理セミナー	"
7/ 4(木)	13:00	決算法人説明会	"	"	16:00	第2回事業研修委員会	"
"	10:00	青年部会出前授業	清瀬市立 清瀬第7小学校	7/19(金)		生活習慣病健診	東久留米市 スポーツセンター
7/4(木)~ 7/31(水)		オンライン 社会保険実務講座	オ ン ラ イ ン	7/23(火)	17:00	東法連青連協ボウリング大会	品川プリンスホテル ボウリングセンター
7/ 5(金)	15:30	第2回組織・厚生委員会	法 人 会 館	7/28(日)	18:30	青年部会第2回経営講演会	アミューホール
7/ 9(火)	16:00	支部会計担当者会議	"	8/ 1(木)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館
7/12(金)	15:00	第2回女性部会役員会	"	8/ 8(木)	15:00	税務教室	"
"	15:30	第2回女性部会研修会	"	8/20(火)	14:00	個別融資相談会	"
7/16(火)		生活習慣病健診	東久留米市 スポーツセンター	8/21(水)	13:00	国土工営事業承継 個別相談会	"
"	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館	8/22(木)	13:00	おなやみ相談会	"
"	18:00	第4回青年部会役員会	"				
7/17(水)	13:00	国土工営事業承継 個別相談会	"				

詳細は東村山法人会事務局 (☎042-394-7654) にお問い合わせ下さい。

Recipe レシピ



さっぱり冷やし中華

材料(2人分)

- 中華麺(生) …… 2玉
- キュウリ …… 1/2本
- トマト …… 1/2コ
- ハム …… 3枚
- ミョウガ …… 2コ
- 卵 …… 2コ

(たれの材料)

- 鶏がらスープ… 300g
- しょうゆ …… 大さじ2
- 酢 …… 大さじ1
- 砂糖 …… 大さじ1
- 塩コショウ …… 少々
- レモン …… 1個
(レモン果汁40~50ml)
- ゴマ油 …… 少々

作り方

- ゆで卵をつくる。(茹で加減はお好みで)
- 市販品の冷やし中華麺などを表記通り茹でる。
- キュウリ、ハム、ミョウガを細切り、トマトをくし切りする。
- レモンを搾って果汁にする。ボールにたれの材料をすべて入れて混ぜる。
- 茹でた中華麺を氷水で冷やす。
- 中華麺と切った具材、ゆで卵を皿に盛りつけ、混ぜたたれをかけて完成。



たれにレモンを入れることでさっぱりした味わいになります。

募集



あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事 を募集します!

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。

写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。

趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。

選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。

なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

▶写真

2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。
(JPG、TIFF推奨)

▶記事(文書)

200~400字程度
原稿用紙でもワードでも可

掲載時期 について

当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。

募集先

東村山法人会事務局 広報担当宛て
〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL: 042-394-7654
e-mail: info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

プレゼント



表紙の写真や記事が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で
読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報 [293号] 令和6年6月20日発行

発行: 公益社団法人東村山法人会 編集: 公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>
制作: 株式会社 国栄

禁
無
断
転
載